

平成 30 年度
事業計画

社会福祉法人 読谷村社会福祉協議会

平成 30 年度 事業計画

基本方針

少子・高齢社会の進展や人口減少社会のなかで、単身世帯の増加、社会的孤立や貧困、あらゆる格差の問題が顕在化してきており、また、個人や家族の福祉ニーズが複雑・多様化している状況のなかで、包括的な支援体制の整備が求められています。

私たちの生活の場としての「地域」の中で、社会的孤立や社会的排除をなくし、地域住民一人ひとりが地域における生活課題等に向き合う中で、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会の実現に向けた地域づくりが求められ、本会としても身近な地域の中で互いに支え合う仕組みづくりとして、地域支え合い活動を推進しております。その中で、地域住民や関係機関だけでなく社会福祉法人、医療機関、NPO法人、企業といった多様な機関との協働により地域づくりを推進してまいります。

今後もさらに、住民だれもが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるために、各自治会、民生委員児童委員協議会、地域福祉活動団体、ボランティア団体、社会福祉施設、事業所等との連携を図り、協働による地域福祉推進の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

重点目標

- (1) 地域支え合い推進事業の推進
- (2) 生活支援体制整備事業の推進
- (3) 生き活き健康センター・共同販売センター指定管理における経営強化

【1】法人運営

社会福祉法の改正に伴い、経営組織のガバナンスと財務規律の強化、事業運営の透明性の向上等を図ってまいります。

1. 会務の運営

会務の円滑なる運営並びに効率よく事業執行経営ができるよう、次のとおり会議を開催し、機能強化に努めます。

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 監査の実施
- (3) 評議員選任・解任委員会の開催
- (4) 読谷村地域福祉活動計画策定委員会の開催
- (5) 役職員・評議員研修会の開催
- (6) 生き活き健康センターの運営会議の開催

2. 財源の確保

住民の生活課題やニーズの解決、地域づくり等に活かす地域福祉活動事業の充実強化を目標に自主財源の確保に努めてまいります。

- (1) 社協会員（費）の推進強化
 - 戸別会費
 - 賛助会費
 - 施設団体会費
- (2) 赤い羽根共同募金運動の実施（推進）
 - 期間：平成 30 年 10 月 1 日～12 月 31 日
 - 各種募金内訳（戸別募金、職域募金、学童募金、個人募金、法人募金、その他）

- (3) 歳末たすけあい運動の実施（推進）
 - 期間：平成 30 年 12 月 1 日～12 月 31 日
- (4) チャリティ活動への共催、後援

3. 調査・広報啓発活動

住民が地域で安心して暮らし続けるために必要な情報を広報誌やホームページ、マスコミ等の積極的な活用で新しい福祉情報、社協情報を発信し、地域広報活動の充実強化に努め、住民座談会や社協事業・活動への住民参加を通して社会福祉に対する理解と関心を深め、意識の高揚を図ります。

- (1) 社協だよりの発行
- (2) ボランティア情報誌の発行
- (3) 広報よみたん、FMよみたん、各新聞社の活用
- (4) ホームページによる社協福祉情報の発信

4. 読谷村地域福祉活動計画の策定

第 2 次読谷村地域福祉計画を受け、前年度に引き続き地域における支え合いの仕組みづくりの視点で結ぶ、「住民主体」による住民が行動するための計画として「読谷村地域福祉活動計画」の策定を行います。

【2】地域福祉活動の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるため、地域住民、民生委員児童委員協議会、自治会、ボランティア等と協働・連携して福祉サービスの提供を行い、地域福祉活動・在宅福祉サービスの推進を行います。

1. 相談事業の推進

住民のあらゆる生活・福祉問題を受け止め、適切な助言・援助を行うために、より身近なところで地域とのつながりをもちながら問題解決が図られるよう、関係機関等と連携を図り相談窓口の充実に努めます。

(1) ふれあい相談所の運営

誰もが身近に日常生活上の悩みごと、心配ごとを気軽に相談できる窓口として相談員を配置し、村民からの相談を受け関係機関と連携した相談活動を行ってまいります。

①一般心配ごと相談

◎毎週火・木曜日：午後 1 時～4 時（旧盆・年末年始、祝祭日は休み）

(2) 地域における相談窓口開設に向けての取組み

地域住民の拠点となる身近なところで、困っていること、悩んでいる声を地域で発見していく相談窓口づくりのための関係者等との調整会議の開催及び地域人材の養成、育成を図ります。

2. 日常生活自立支援事業（権利擁護事業）

判断能力が不十分（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者）な状態の方や日常生活に不安のある方が在宅等で安心した生活ができるように、「中部地域福祉権利擁護センターくる」と連携し、利用者の日常生活支援を行ってまいります。

- ①日常生活自立支援事業推進員の設置（2 人の配置）
- ②生活支援員の確保及び活動援助
- ③利用者の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助

3. 在宅福祉サービス事業

(1) 食事サービス事業（配食）

一人暮らし高齢者や高齢者世帯及び障がい者を対象に、調理ボランティア、配達ボランティアの協力を得ながら無料のお弁当を週 1 回提供、利用者の健康増進と安否確認を図ることを目的として実施してまいります。

- ①食事サービス事業利用者状況調査の実施
- ②調理ボランティア料理講習会の開催
- ③調理ボランティア・配達ボランティア交流会
- ④調理ボランティア代表者連絡会の開催
- ⑤配達ボランティア連絡会の開催

(2) 外出支援サービス事業（受託事業）

一般交通機関が利用できない要援護高齢者を対象に「リフト付き車両（はいさい号）」を運行し、医療機関等への移送を支援してまいります。

4. 各種福祉団体の支援及び施設団体協働事業

福祉団体等の地域福祉の実現のために各福祉団体及び福祉関係機関との調整、連携を図り活動の支援を行ってまいります。

(1) 各種福祉団体〈支援団体〉

- ①読谷村民生委員児童委員協議会
- ②読谷村身体障害者協会
- ③読谷村障がい児者を守る父母の会
- ④読谷村精神療養者家族会
- ⑤読谷村母子寡婦福祉会
- ⑥読谷断酒会・読谷断酒家族会

(2) よみたん福祉団体施設連絡会による協働事業

- ①第 36 回よみたん福祉運動会の開催 (6 月)
- ②第 33 回よみたん福祉納涼まつりの開催 (8 月)

【3】地域福祉ネットワーク事業の推進（受託事業）

— 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業 —

誰もが身近な地域において、安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組み推進を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを広げ、互いに理解し合い、誰も排除しない地域社会を目指すために、地域全体で支える基盤づくりを構築することを通じて、地域福祉の推進を図ってまいります。

(1) 地域の福祉二一ズを踏まえた福祉推進事業

①地域支え合い推進事業

■ 地域支え合い活動体制づくり事業

【現在 11 ヶ所実施】平成 29 年度現在（※平成 30 年度は 15 ヶ所での実施目標）

〈長浜・大木・渡慶次・宇座・大添・瀬名波・都屋・古堅・儀間・伊良皆・横田〉

住み慣れた地域において、要援護者が安心して生活ができるよう、自治公民館、読谷村民生委員児童委員協議会等と連携し、地域での見守り・支え合い体制の構築を目指し、各地域に「地域支え合い活動委員会」の発足及び運営支援や地域住民への見守り支え合い活動の普及・啓発などを行ってまいります。

- 見守り活動等に活用するために要援護者（気になる世帯）マップの作成
- 地域における要援護者（気になる世帯）への支援者組織の立ち上げ連絡会の開催
- 地域における要援護者（気になる世帯）への個別見守り支援
- 継続的に活動ができるように運営体制の支援

②地域見守りネットワーク事業

■地域見守り活動

地域において、何らかの支援を必要としている方々の見守りを地域住民、民間事業者ができる範囲で関係機関等と見守り役割分担を行い「地域見守り協定」の締結を行いネットワークの構築を行ってまいります。

- 【現在 4 事業所締結済】
- ①日本郵便株式会社沖縄郵便局
 - ②琉球新報販売店
 - ③沖縄タイムス販売店
 - ④沖縄ヤクルト株式会社読谷センター

【今年度締結予定】読谷協同産業株式会社、タクシー会社、コープ沖縄等（予定）

③よみたんフードバンクによる地域づくり

食料困難世帯への支援事業として、地域住民や企業等へ食料品の提供の協力を行い、食料を必要としている方々へ提供していく。この活動を通して地域住民の支え合う意識の高揚と必要な時にすぐ提供ができる体制の整備をしていくことを目的とします。

【4】生活支援体制整備事業の推進（受託事業）

平成27年4月の介護保険改正により介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、高齢者の様々なニーズに対応するため地域支え合い活動が展開されています。要介護者の増加、老々世帯・単身世帯の増加による社会的孤立等に対応するため、また、いくつになっても住み慣れた地域で生きがいを持った生活を送れることを目的に、生活支援コーディネーターを配置し、地域にある様々な資源開発や、自治会、地域住民、関係機関と連携して支え合いの仕組づくりを推進します。また定期的に情報共有・連携強化の場として小学校区域・中学校区域での協議体設置の推進を図ってまいります。

【5】地域生活支援事業（受託事業）

（1）声の広報発行事業

視覚障がい者への情報支援として音訳ボランティアの協力を得て、広報誌等を録音し、定期的に提供する。活動をPRし利用者の輪を広げるとともに、利用者のニーズに即した活動につなげていきます。

（2）福祉機器貸し出し事業

寄贈等によって提供された福祉機器（車椅子・シャワーチェア・松葉杖等）を整備し、必要とする方へ無料で貸出を行います。

（3）スポーツレクリエーション交流事業

障がい者スポーツを通して、参加者や団体、事業者等が共に支え合いながら交流を図ることで、スポーツの楽しさや互いにつながり合うこと、障がい者に対する理解を深めること等で社会参加の場が広がる機会となることを目的とします。

（4）災害時の備え・対応を考える学習会

村内の障がい者を対象に関する学習会を開催し、災害に対する備えや対応を学び、自ら考える機会を通して、日常生活の中で隣り近所や地域とのつながりをどのように関わるのかを地域

の関係者と共に考えることを目的とします。

(5) アルコール関連で問題を抱えている当事者やその家族への支援を考える

アルコール関連で問題を抱えている家族や当事者等が他者との交流や体験を通してつながり、社会参加や本人、家族の回復につながることを目的とします。

(6) 三町村手話通訳奉仕員養成講座（入門）（新規）

聴覚に障がいを持つ方の生活や福祉制度、社会環境についての理解を深めるとともに、日常生活で必要なコミュニケーションの確保と聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とします。

【6】児童福祉の推進

地域のさまざまな支援を必要とする子どもたちに対し、関係機関・団体等と連携して、夏休みの宿題や体験交流を通して、出会い・ふれあいの機会をつくり、児童の健全育成を目的に開催します。

(1) 夏休み宿題サポート・交流事業

【7】福祉教育及びボランティア活動の推進

子どもから高齢者までの福祉に対する理解を深め、地域福祉推進の担い手として福祉意識の高揚を図り福祉教育の推進に努めます。

ボランティアに対するニーズは今後ますます多様化することから、地域住民の知識と技能を生かしたボランティア活動の機会づくりや相談・斡旋、ボランティア講座を実施し、ボランティアの育成や団体及び個人の自主的活動の支援を行ってまいります。

1. 福祉教育の推進

(1) 福祉教育推進事業指定及び助成金交付

（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校）

(2) ボランティア活動の推進

◎ ボランティアセンター機能の充実

① ボランティア登録、更新

② ボランティア活動保険加入促進

③ ボランティアに関する相談、斡旋、連絡調整

④ 各種ボランティア団体交流事業の開催

⑤ 募金活動への協力（共同募金運動、24 時間チャリティー募金）

◎ 中・高校生ボランティアスクールの開催（いもっ子サマースクール）

(3) ボランティア団体への援助

各種ボランティア団体活動の調整や支援等を通して学習や交流の場を提供し、ボランティア活動を支援する。

① 読谷村ボランティア団体連絡協議会

② 手話サークル「花織」

③ 手話サークル「ゆんたんじゃ」

④ リーディングサービス「ともしび」

⑤ 要約筆記サークル「ほほえみ」

⑥ 介助ボランティア「心嘉野会」

⑦ ゆいまーる共生事業（村内 23 カ字）

⑧ 読谷村赤十字奉仕団

⑨更生保護女性会

【8】低所得者に関する支援及び法外援護活動

経済的な不安を抱える住民の生活相談について、必要な生活福祉資金や民生金庫の貸付を行い生活の安定を図り、低所得者の自立と生活意欲の助長を図ることを目的として各種事業を推進します。

(1) 法外援護活動事業

緊急に援助が必要な世帯に対し必要な物品等の援助を行い、自立に向けて相談、関係機関と連携を図ります。

(2) 歳末たすけあい義援金配分事業

12月に実施される歳末たすけあい運動で集められた募金を支援が必要な世帯へ義援金として配分を行います。

(3) 生活福祉資金貸付事業の実施

(4) 民生金庫貸付事業の実施

(5) よみたんフードバンクによる食料品の提供

【9】福祉サービスの苦情解決事業

社協の提供する福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、利用者の満足度を高めるとともに、解決を進め社協の信頼及び適正性の確保を図るため、受付担当者や解決担当者を配置するとともに、客観性を確保するため第三者委員を設置して事業を推進してまいります。

①苦情受付担当者の配置

②苦情解決責任者の配置

③「第三者委員」の設置

【10】その他の事業

1. 福祉バス運行事業

社会福祉関係団体等が社会福祉事業推進を目的とした活動に対し、福祉バスの貸し出しを行ってまいります。

【11】読谷村共同募金委員会募金活動の推進

赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動は、地域福祉活動の主な福祉財源としてその役割は大きく、多様化する福祉ニーズに応えるため多くの村民に趣旨を理解していただき信頼される募金奉仕活動を推進してまいります。

(1) 赤い羽根共同募金運動 (10月1日～12月31日)

(2) 歳末たすけあい募金運動 (12月1日～12月31日)

(3) 災害時における募金活動への協力(地震・台風・水害等の災害)

【12】読谷村共同販売センター経営の推進

村より指定管理を受け、読谷村の伝統工芸品である陶器、読谷山花織、琉球ガラス等の販売促進に努めるとともに、本会の収益事業の一環として健全な経営を図ってまいります。

【13】介護保険事業等の推進

本会が実施している介護保険事業、障害福祉サービス事業においても、介護保険制度改革に沿って新たなサービス展開の調査・研究に取り組み、利用者の意志及び尊厳をもって、住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう支援すると共に、利用者やその家族のニーズ把握を行い、良質かつ適切なサービスを提供してまいります。

（1）居宅介護支援事業（読谷村社会福祉協議会居宅介護支援事業所）

介護保険法の理念に基づき、要介護者（要介護1～5）が在宅にて自分らしく可能な限り自立した生活を送れるよう、居宅サービス等を適切に利用できるよう、利用者の依頼（ケアマネージメント契約を締結）を受け、その心身の状況、その置かれている環境、利用者、及びその家族の希望を勘案し、次の事項を定めた計画（居宅サービス計画）を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保されるよう、連絡及び調整を図ってまいります。

- ①要介護者の健康上及び生活上の問題点並びに解決すべき課題
- ②提供される居宅サービス等の目標及びその達成時期
- ③指定居宅サービス等が提供される日時
- ④利用する指定居宅サービス等の種類、内容及びこれを担当する者
- ⑤指定サービス等を提供する上での留意事項
- ⑥利用者が負担しなければならない費用額

【事業目的/事業方針】

1.利用者・家族の在宅生活（在宅介護）の支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と家族の面談を通して、ニーズの把握とサービス利用支援を適切に行う。 ・サービス提供事業所と情報を共有し、利用者の自立支援と介護者の介護負担の軽減が図れるよう努める。 ・生活状況に応じて、行政や社会福祉協議会、司法機関が提供しているサービス利用の支援を行う。
2.医療との連絡・連携に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的管理が必要な際は、かかりつけ医との連携を行う。 ・入院時、病院等への訪問や電話連絡にて必要な情報を提供する。 ・退院時、病院等からの情報提供と合わせて退院時の状況を把握し、在宅生活に戻ることができるようサービス利用の調整等を行う。
3.地域包括支援センター委託による介護予防居宅介護支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援業務（要介護1～5）に支障をきたさない範囲で、委託の依頼に応じて、要支援1・2、日常生活支援総合事業対象者のケアマネージメントを行う。
4.介護支援専門員の質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・適時開催される外部の学習会、研修、連絡会に可能な限り参加する。 ・利用者が比較的検討できるよう、介護サービス情報公表制度に定められた事業所情報を提出する。
5.介護保険制度に則り、コンプライアンスを遵守した業務を継続します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度への理解を深め、改正に際しては適切な解釈ができるよう、情報収集を行う。 ・介護支援専門員として定められた、居宅介護支援業務実施に必要な研修を必ず受ける。 ・沖縄県で実施する介護保険施設等に係る集団指導を受け、適切な業務を行う。

(2) 通所介護事業（よみたん生き生き健康デイサービスセンター）

要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の機能訓練等の介護その他の必要な援助を行います。

【事業内容】

1.日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none">・トイレ動作の訓練、見守り、介助・声掛け誘導・おむつ交換・歩行の見守り・適切な歩行器具の紹介・車椅子操作の指導及び介助。・その他必要な身体の介護
2.必要な入浴サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none">・衣類の着脱・洗髪・洗身等の見守り、声掛け、介助。・プライバシー・安全に考慮した環境整備を行う。・その他必要な入浴の介助
3.必要な食事サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none">・ご本人に合わせた食事形態・食事用具で提供する。・季節やイベントにあった食事を提供し、楽しく召し上がっていただく環境づくりを行う。・嗜好調査を行い、利用者個々の状態を把握する。・その他必要な食事の介助
4.活動プログラムを提供します。	<ul style="list-style-type: none">・日常生活動作訓練（スリング・平行棒での立ち上がり・ボール運動等）を行う。・ビデオ鑑賞・音楽レク・野外活動（散歩・水やり）・手工芸・おやつ作りを行う。
5.送迎サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none">・ご家族との情報交換（迎え時の状態確認・送り時の状態報告・連絡等）を行う。・ご利用者の乗降・車内での安全に努める為、送迎マニュアルに準じた送迎を行う。・車輛点検、車輛内外の清掃を行い快適な環境づくりを行う。
6.ご利用者及びご家族からの介護等に関する相談に対しての支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">・ご本人にあった適切な日常生活自助具の相談、助言を行う。・その他必要な相談、助言
7.介護保険制度に則り、コンプライアンスを遵守した業務を継続します。	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度への理解を深め、改正に際しては適切な解釈ができるよう、情報収集を行う。・沖縄県で実施する介護保険施設等に係る集団指導を受け、適切な業務を行う。

*平成30年度は介護報酬改定が行われ基本報酬のサービス提供時間区分の見直しがあり当事業所では、基本報酬が変更となります。

*職員間の連携・外部専門職との連携を図り、ご利用者一人一人に適切なサービスを提供できるよう努めます。

*ご利用者の自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスを実現する為、職員の技術・知識の向上に努める研修を行います。

*現在ご利用中の皆様、新たに事業所をお探しの皆様に安心してご利用いただけるように事業所内での活動の様子をホームページ等で紹介していきます。

【介護予防・生活支援サービス事業】

＜通所型サービス第 1 号通所事業＞

- ①介護予防通所介護相当サービス事業（現行の通所介護）
- ②通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）受託
「わんからデイサービス」

内 容：高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業

対象者：要支援認定者、事業対象者

日 時：毎週火曜日 午前 10 時～午後 3 時

場 所：読谷村生き生き健康センター2 階

(3) 訪問介護事業（よみたん社協ホームヘルプサービス）

要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

【事業内容】

1.身体介護サービスを行います。	・入浴及び清拭・洗髪の介助、衣類着脱の介助 ・食事の介助 ・通院等の介助その他必要な身体の介護
2.生活援助サービスを行います。	・ご本人の好み・形態に合わせた調理 ・衣類の洗濯、住居等の掃除、整理整頓 ・生活必需品の買い物 ・関係機関との連絡
3.通院等乗降介助を行います。	・外出準備（身体整容、更衣介助、排泄介助等）を行う。 ・移動、乗車・降車の介助 ・受診等の介助（診療受付、手続等）
4.ご利用者及びご家族からの介護等に関する相談に対しての支援を行います。	・生活、身の上、介護に関する相談、助言 ・住宅改良に関する相談、助言 ・その他必要な相談、助言
5.介護保険制度に則り、コンプライアンスを遵守した業務を継続します。	・介護保険制度への理解を深め、改正に際しては適切な解釈ができるよう、情報収集を行う。 ・沖縄県で実施する介護保険施設等に係る集団指導を受け、適切な業務を行う。

【介護予防・生活支援サービス事業】

＜訪問型サービス第 1 号訪問事業＞

- ①介護予防訪問介護相当サービス事業（現行の訪問介護）

- *平成 30 年度は介護報酬改定が行われ身体介護と生活援助報酬が変更となります。
- *ヘルパー定例会を毎月行い、事例検討での意見交換を行い情報の共有を行います。
- *困難事例等が増えており、事業所内外の研修へ参加できるような体制を整えます。
- *今後は他事業所が取り組みにくい制度の狭間の方を、社協本部とも連携し受入体制を検討していきます。

【14】障がい福祉サービスの推進

障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、安心して自分らしく自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、サービスの提供を行います。

（1）居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において必要な介護、家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行います。（入浴・排せつ・食事・調理・洗濯・掃除等）

（2）重度訪問介護

■ 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方

① 居宅において必要な介護、家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行います。（入浴・排せつ・食事・調理・洗濯・掃除等）

② 外出時における移動中の介護を総合的に行います。

（3）同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を提供します。

【事業内容】

1.居宅介護計画等の作成	・把握された課題に基づきサービスを計画する。
2.身体介護サービスを行います。	・入浴及び清拭・洗髪の介助、衣類着脱の介助 ・食事の介助 ・通院等の介助その他必要な身体の介護
3.通院等乗降介助を行います。	・外出準備（身体整容、更衣介助、排泄介助等）を行う。 ・移動、乗車・降車の介助 ・受診等の介助（診療受付、手続等）
4.生活援助サービスを行います。	・ご本人の好み・形態に合わせた調理 ・衣類の洗濯、住居等の掃除、整理整頓 ・生活必需品の買い物 ・関係機関との連絡
5.ご利用者及びご家族からの介護等に関する相談に対しての支援を行います。	・生活、身の上、介護に関する相談、助言 ・住宅改良に関する相談、助言 ・その他必要な相談、助言
6. 障害者福祉制度に則り、コンプライアンスを遵守した業務を継続します。	・障害者福祉制度への理解を深め、改正に際しては適切な解釈ができるよう、情報収集を行う。 ・沖縄県で実施する障害者福祉サービス等に係る集団指導を受け、適切な業務を行う。

* ヘルパー定例会を毎月行い、事例検討での意見交換を行い情報の共有を行います。

* 困難事例等が増えており、事業所内外の研修へ参加できるような体制を整えます。

* 今後は他事業所が取り組みにくい制度の狭間の方を、社協本部とも連携し受入体制を検討していきます。

【地域生活支援事業】

（1）移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。